

平成 20 年第 8 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 20 年 8 月 19 日、午後 2 時 00 分から稲城市地域振興プラザ 4 階大中会議室において、平成 20 年第 8 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
安江 元治
伊勢川 岩根
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤和秀幸
指導室長	飯島 英世
指導主事	今田 敏彦
指導主事	玉野 麻衣
学校給食 共同調理場所長	小沢 太平
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センター課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	川崎 寿治
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告について」
- (4) 日程第 4 第 25 号議案
「平成 21 年度使用稲城市立小学校教科用図書の採択について」
- (5) 日程第 5 第 26 号議案
「平成 21 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」
- (6) 日程第 6 第 27 号議案
「平成 20 年度教育費補正予算案（第 2 号）の提出について」

(7) 日程第7 報告事項

委員長 ただ今から、平成 20 年第 8 回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

まず、傍聴の方々にお願いがございます。

1. 会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。
2. 会議開催中は、みだりに席を離れないでください。
3. 決められた出入口から、入退場してください。
4. 傍聴人は、委員席に入ることができません。

これらの事項を守ってください。

委員長 それでは、日程第 1. 本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。前例に従いまして委員長指名といたしたいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員 にお願いたします。次に日程第 2. 「会期の決定」についてをお諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日と決しました。

次に、本日は議事進行の都合により、日程第 4. 第 2 5 号議案、日程第 5. 第 2 6 号議案、日程第 6. 第 2 7 号議案を先に行い、その後、日程第 3. 教育行政報告を行います。よろしくお願いたします。

それでは、日程第 4. 第 2 5 号議案「平成 21 年度使用稲城市立小学校教科用図書採択について」を議題といたします。

提案理由の説明を、教育長よりお願いたします。

教育長 第 2 5 号議案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令の規定により採択を行う必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

指導室長。

指導室長 第 2 5 号議案についてご説明を申し上げます。

平成20年5月20日の第5回教育委員会定例会におきまして、平成21年度使用小学校教科用図書採択要領について決定していただきました。

今回、教科書の改訂がないことから、採択要領のとおり、平成21年度は前回の教科用図書審議会の答申を尊重して、前回と同一の教科用図書を採択したいということでの議案でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりました。
これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
稲垣委員。

稲垣委員 こちらの審査結果報告書のところに、学校や市民アンケートによる意見というのが出ておりますけれども、これはどのような方法でアンケートをとられたり、学校での意見聴取なされたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

委員長 指導室長。

指導室長 今回の教科用図書の採択につきましては、学習指導要領の改訂がないということで、教科書の新たな検定はございませんでした。そのため、アンケート等につきましては、実際に教科書を使用している全小学校11校に、アンケート調査をさせていただきました。その結果、教科用図書についての保護者等からの苦情や問題点の有無を確認させていただきましたが、採択から現在に至るまで、苦情や問題点はないことを確認してございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。
他に、教育長。

教育長 ただいまの件でございますが、私のほうから若干教科ごとの補足をさせていただきます。

委員長 お願いします。

教育長 最初に国語でございますが、6年間同じ教科書で学ばせたい。特に国語は頻繁に変えないほうがよい。漢字の筆順が最後にわかりやすくまとめてあるものだと整理しやすくよい。そういうことが、国語につきましては保護者からいただいておりますし、また、文学作品は大変よかった。写真、絵が鮮明であること。また、ポイント説明がわかりやすい。総合的によいなどということを学校関係のほうからはいただいております。

特に、批判的であるとか改訂をとというようなことでのご意見は、国語について

はございませんでした。

次は書写についてでございますが、書写では止め、はね、はらいの押さえ方がよい。漢字の筆順に力を入れている。発展でも毛筆を取り上げている。それから、ミミズク博士キャラクターの工夫やカラフルでわかりやすい構成、発達に合った字を選んでいる。手本が大きくて見やすい。注意点やポイントがわかりやすく示されているというような意見が、書写の教科書については出されております。

次は社会科でございますが、学習の仕方がよくわかり、調べ学習への導きが明確。見開きでわかりやすく整理されている。題字はシンプルではっきりしている。各単元最初の資料で問題把握ができる構成で使いやすい。それから次に憲法三原則の記述がよい。歴史単元の区切りがよい。多くの国が取り上げられているところがよい。それから全体としては、写真、図の資料が大きく、テーマを意図して選択されているものが多く、資料としての価値が大きいということを寄せられております。

続きましては、帝国書院の地図でございますが、都道府県の統計資料は内容が豊富であってよい。同一縮尺がわかりやすい、使いやすい。それから立体感がつかみやすいということのご意見をいただきました。

それから次は算数でございます。各領域の分量が適切である。それから練習、力だめしと問題数が適切である。イラストの色が見やすいというご意見をいただきました。

それから次は理科でございます。理科につきましては、植物等の写真がわかりやすい。「昆虫を育てよう」の写真が鮮明である。まとめとして「つくってみよう」を丁寧に扱っている。理科の広場が充実している。課題の出し方、実験の手順がわかりやすいといったことが出されておりました。

それから次は、生活科の教科書でございます。用語の使い方がわかりやすい。おもちゃづくりが造形的でよい。ポケット図鑑が学習の発展につながる、内容が平均的であるというものがございました。

次は音楽でございます。発達段階への配慮がなされている。歌唱、器楽教材とも豊富で内容もよい。高学年の鑑賞曲の数が多く、実態に合わせた選択が可能である。体を使って歌が楽しめる。親しみやすい曲が多い。表紙の色合いがよく、夢を感じる。世界の音楽、日本の音楽を大切にしている。

それからさらには、調査研究委員会のほうから特に夢や心の豊かさの育成、楽器指導の系統性、内容・発達段階との関連等を配慮した研究の報告を受けているということでございます。

次は図画工作ですが、市民・保護者からは特別な意見はございませんでしたが、学校からの意見としては、作品例がすぐれている。身の回りにある石・葉・ダンボール・廃材などを効果的に使用しているということと、内容・単元構成・分量等を配慮した研究視点の中身が明確であるということをごいただきました。

それから家庭科でございますが、ワイドなサイズになって見やすい。児童の興味を引き、家庭でもやってみたくなるような参考例があるということが寄せられております。

それから保健でございます。こちらのほうは児童が使用する際の配慮がある。課題把握と改善する能力を身につけさせる内容になっている。全体的にイラストと文字等のバランスがよいということで、以上、教科別の報告がございました。

委員長 ありがとうございます。
他には、質疑、ご意見等はいかがでしょう。
安江委員。

安江委員 先ほど指導室長のほうから、学校からの意見の説明がありましたが、教科書を実際に使う先生方からのご指摘や意見ですとか感想等が、もし指導室のほうに届いていれば、日々の教育現場の中で、そういうのをどうすれば出せるようになるか。

その趣旨は、私が何を危惧しているかということ、教科書は非常によくできてまして、今、盛りだくさんなんです。その盛りだくさんの素晴らしい教科書を実際現場で、こう言っては先生方に失礼かもしれませんが、教えきれているかなと、そういうことを先生方はどう思っているのか、そういう声が教育現場から、例えばそんな盛りだくさんのものを、ある一定の時間内でこなさなくてはならない。そういうことに対して、何らかの意見が、これまでに出不いのかなというようなことを思うものですから、質問させていただきました。

委員長 指導室長、お願いします。

指導室長 教科書の指導内容についての意見については、特に問題点等はございませんでした。今後の、さらにこれがあれば好ましいのではないかという意見が二つ出ております。

その一つには、現在の教科用図書の基礎・基本の定着のための練習問題等の質・量の充実が今後、図られるとさらによいのではないかという意見が一つです。

また、社会科については資料としての要素と、また、問題提起としての要素、その点がさらに今後充実ができるとよいのではないかという、今後のさらに一層充実を求めるような内容のことが出ておりました。

以上、他にはございませんでした。

安江委員 わかりました。

委員長 ありがとうございます。
他にはいかがでしょう。

教育長 これは、余談ですが、先日アメリカのフルブライト基金による各州の大学の先生方がお見えになりましたが、その先生方に1日小学校、1日中学校にずっと張りついて見ていただいたときに、日本の教科書に大変、興味を持たれまして、特

教育長 本案については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行規則の規定により、平成21年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択替えを行う必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、指導室長より説明いたします。
指導室長。

指導室長 第26号議案についてご説明申し上げます。

本年度、第5回教育委員会定例会におきまして決定していただきました平成21年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、要領のとおり採択作業を進めてまいりました。教科用図書審議会は、調査研究委員会の研究報告に基づき教科用図書について審議をし、その結果につきまして7月22日に答申を行いました。

審議の経過を報告させていただきます。6月18日に第1回教科用図書審議会を行い、採択要領の確認と採択に伴う組織づくりをいたしました。7月8日を報告期限といたしまして、各校で調査研究を進め、7月14日の第2回審議会におきまして各校の教科用図書調査研究委員会からの調査研究報告が行われました。各調査研究委員会の調査・研究結果について検討・審議し、本市の特別支援学級における教育の実態から考え、教科用図書については採択本が望ましいとして、小・中学校全校種とも稲城市採択本をもって答申することとした、とのことでございます。

この答申に基づき、平成21年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてご審議をお願いいたします。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりました。

これより、質疑、及びご意見をいただきたいと思っております。

質疑、ご意見等ある方は挙手願います。

稲垣委員。

稲垣委員 小・中学校の特別支援学級というと、かなり個人差がおありになると思うのです。教科書としては同じものを使うということなのですが、その他に副読本、副教科書のようなものはどういう形になっていらっしゃいますか。

委員長 指導室長。

指導室長 教科用図書の採択本ということにつきましては、交流教育等を考えた上で、それが大切ではないかという答申でございます。そして、実際の指導上につきましては、副教材等の工夫を十分に行って進めているところでございます。個人差に応じた指導の充実を目指しています。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。
教育長。

教育長 先日、教育委員さん方と一緒に特別支援学級すべて、3カ所回っていただきましたが、その折にそれぞれの子供たちに応じた手刷りのものであったり、あるいはノートを特別につくったものやっておりますが、それらが今、室長が説明した副教材的なイメージになると思います。

委員長 他にはいかがでしょうか。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。
伊勢川委員。

伊勢川委員 感想ですけれども、特別支援学級を拝見させていただいたのですけれども、それぞれの生徒さんの学力というか、非常に差があるということで、先生の対応が個々に適切にされているということで、教科書に完全に沿っているとは言えないかもしれないですけれども、その子供にとって、一番いい指導の仕方が先生によってなされていたと思います。大変良かったのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
教育長。

教育長 今、特に三小におきましても平尾小におきましても、やはり普通学級の子どもたちと同じ教科書を持って、同じ学習の場に臨むということは、その子にとりましても非常にいい結果を出しておりますし、また、保護者の方もいろいろな意味で、今うちの子どもたちがどのような学びをしているのかということにおいては大変効果が、上がっているということを保護者のご意見としていただいていると伺っております。

委員長 ありがとうございます。
他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
それでは、これより第26号議案「平成21年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について」を採決いたします。
小学校及び中学校個々の教科書の採択について、採択の可否を確認いたします。
最初に、小学校の教科用図書でございます。
検定教科書、一般図書、若しくは両者を併用するかどうかについて、挙手願います。
はじめに、検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
ただいまの結果、検定教科書とする、が挙手全員でありました。
よって、小学校につきましては、検定教科書となりました。
次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて、挙手願います。
学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

委員長 ただいまの結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、小学校2校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。
続きまして、中学校の教科用図書でございます。
検定教科書、一般図書、若しくは両者を併用するかどうかについて、挙手願います。
検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
ただいまの結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、中学校につきましては、検定教科書となりました。
次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて、挙手願います。
学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。
ただいまの結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。
よって、中学校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。
ここで、以上の小学校・中学校で使用する教科書について、学校教育課長より採択結果の確認をお願いします。
学校教育課長。

学校教育課長 採択結果の確認をいたします。
稲城第三小学校及び平尾小学校の教科用図書は、先ほど第25号議案にて確認したとおりでございますので、省略させていただきます。

稲城第一中学校の教科用図書は、
国語は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔国語〕。
書写は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔中学書写〕。
社会につきましては、
地理的分野は、発行者〔帝国書院〕・書名〔社会科 中学生の地理 世界のなかの日本〕。
歴史的分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会 歴史〕。
公民的分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会 公民〕。
地図は、発行者〔帝国書院〕・書名〔新編 中学校社会科地図 初訂版〕。
数学は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新しい数学〕。
理科につきましては、
第一分野は、発行者〔大日本図書〕・書名〔新版 中学校理科 1 分野〕。
第二分野は、発行者〔大日本図書〕・書名〔新版 中学校理科 2 分野〕。
音楽につきましては、
一般は、発行者〔教育芸術社〕・書名〔中学生の音楽〕。
器楽合奏は、発行者〔教育芸術社〕・書名〔中学生の器楽〕。
美術は、発行者〔光村図書出版〕・書名〔美術〕。
保健体育は、発行者〔学習研究社〕・書名〔新・中学保健体育〕。
技術家庭につきましては、
技術分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい技術・家庭 技術分野〕。
家庭分野は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい技術・家庭 家庭分野〕。
英語は、発行者〔東京書籍〕・書名〔NEW HORIZON English Course〕。
以上でございます。

委員長 なお、平尾小学校はなかよし学級、稲城第三小学校はいなほ学級、稲城第一中学校は5組のことでございます。
以上で採択結果の確認が終わりました。
第26号議案は、ただいまのとおり可決といたします。

次に、日程第6．第27号議案「平成20年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を議題といたします。
提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成20年度教育費補正予算について、補正をする必要があるもので、本案を提出するものです。
主な補正内容は、保健体育費指定寄附金に伴う歳入と、子どもゴルフ教室実施に向けた使用備品購入のための歳出の補正予算を計上するものです。

詳細につきましては、体育課長より説明いたします。
体育課長。

体育課長 それでは、お手元の資料の議案概要書を開いていただければと思います。
本件につきましては、本来5月8日から11日にかけて、東京よみうりカン
トリークラブで開催されました、ワールドレディースチャンピオンシップサロン
パスカップで集まりました、チャリティー金14万3,328円の指定寄付の収入を行う
ものでございます。
また、歳出につきましては、スポーツ教室のキッズゴルフの備品購入費として
計上しているところでございますが、詳細につきましては、お手元の資料の議案
書の次のページから3枚目に歳入予算の見積書を確認していただければと思いま
すが、内訳といたしまして、寄附金14万3,328円を歳入予算として計上している
ところでございます。
次に歳出でございますが、次のページから3枚目が歳出予算の内訳でございま
す。チャリティーゴルフの寄附金ということでございますので、キッズゴルフ用
備品といたしまして10セット計上させていただきました。子どもたちのゴルフ教
室のための子どものクラブ購入にしたいと考えておりますので、この金額を寄付
として補正予算を計上してありますので、よろしくご審議のほどお願いいたしま
す。
以上でございます。

委員長 ありがとうございます。
提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
稲垣委員。

稲垣委員 キッズゴルフセットを10セット購入するということになっておりますが、これ
はどこに整備しておかれることになるのでしょうか。

委員長 体育課長。

体育課長 10セット購入しまして体育課で一時保管しまして、今後、子どものゴルフ教室
等に使うための備品として購入し、体育課で管理いたします。

稲垣委員 貸し出しのような感じですか。

体育課長 そうです。

委員長 他にはいかがでしょうか。
伊勢川委員。

伊勢川委員 キッズゴルフというのがよくわからないのですけれども、もう少し説明をしていただけますか。

委員長 体育課長、お願いいたします。

体育課長 キッズゴルフは、要するに今回サロンパスカップというような形で、いわゆるメジャーなワールドレディース大会があったのですけれども、会場が稲城市で、パッティングゴルフのチャリティーを行ったというところで、これだけの額が集まったというところで、主催者側のほうから、できれば子どものゴルフに使えるような形で使っていただくと都合がいいです、ということで、小学生を対象にして、ゴルフの教室をやってみようということも考えておりますので、前回、昨年の夏にも1回、市の主催で多摩ヒルズのところにありますゴルフ場に藤井プロというプロがボランティアでやっているプロがおるものですから、プロから話もありまして行った経過があるのですけれども、今後につきましても、それらの子どもたちを多く集めて、市が行ってみたいということで、ですから小学生を中心にやってみたいということです。

稲垣委員 現在何名でしょうか。

委員長 体育課長。

体育課長 現在13名程度おります。

委員長 稲垣委員。

稲垣委員 稲城市内でしょうか市外でしょうか。

教育長 稲城市内だそうです。

委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第27号議案「平成20年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

委員長 挙手全員であります。

よって、第27号議案は、原案のとおり可決いたしました。

ここにおきまして、暫時休憩をさせていただきたいと思えます。

(暫 時 休 憩)

委員長 それでは、再開いたします。

次に、教育長から教育行政報告の要請がございます。

日程第3、「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 [行政報告]

学校教育課

1. 工事状況について
2. 平成20年7月分不登校による欠席児童・生徒数について

指導室

1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. 都教委事業関係について
5. 教育相談所関係について
6. 教育センター関係について
7. その他について

学校給食共同調理場

1. 「第1回 稲城市立学校給食共同調理場運営委員会」開催について
2. 平成20年度給食調理数について

生涯学習課

1. 社会教育活動の振興について
2. 青少年委員関係について
3. 稲城ふれあいの森関係について
4. 青少年指導者養成事業関係について
5. 青少年育成地区委員会関係
6. 芸術文化活動の振興について
7. 文化財の保護と普及について
8. 生涯学習推進事業について
9. 学校施設コミュニティ開放事業について
10. 放課後子ども教室支援事業について

体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. スポーツ教室について
3. 市立公園内運動施設管理運営について
4. 体力づくり運動推進事業について
5. 社会体育指導者養成事業について
6. 学校等開放について
7. 市民プール運営事業について
8. 社会体育施設管理運営について
9. その他について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館における事業の実施状況について
4. i（あい）プラザ建設事業について
5. 利用統計について

図書館

1. 第2回図書館協議会について
2. iプラザ図書館開設準備会について
3. 中央図書館に交通整理誘導員配置について
4. 分館利用者に対するアンケート調査について
5. 中央図書館駐車場利用者に対するアンケート調査について
6. 中央図書館行事について
7. 城山体験学習館について
8. 中央図書館の視察・見学他について
9. 利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第7.「報告事項」です。本日の報告事項は、4件です。

まず、「野沢温泉村宿泊体験学習について」、「夏季休業中の学校状況について」「各学校の公文書確認の結果について」の3件を指導室長より説明をお願いします。

指導室長 それでは、ただいまの3件に1件プラスさせていただき4件のご報告を申し上げます。

1点目は野沢温泉村宿泊体験学習の報告についてでございます。

期間中の病気やけがについてですが、発熱等5名や軽い捻挫3名、ダニ3名等合計14名が病院で治療を受けましたが、大きなけがはございませんでした。発熱

につきましては行政報告のとおりでございます。また、ダニにつきましてはヤマダニということで、今年は高温多湿ということで、例年より特別に発生があったとのことですが、大きな症状ではありませんでした。

宿泊体験学習では、ブナの植樹を行っています。本年度は環境省・経済産業省が主催する地球温暖化防止キャンペーンのCO₂ダイエット宣言に6年生と保護者が参加し、CO₂ダイエット宣言実行委員会からブナの苗木を贈呈していただき植樹をいたしました。その結果、宿泊体験学習では、野沢温泉村の自然や人々と関わる体験に加え、環境教育の充実にもつなげることができたと考えております。

また、実施から3年目を迎え各学校の教員の理解も深まり、また、受け入れ態勢も一層充実し、全体的に円滑な実施ができております。今後は、小学校から中学校への体験につながる意識を児童、教員にさらに強くすること、そして野沢温泉小学校との交流も視野に入れてまいりたいと考えています。

2点目は、夏季休業中の各学校の状況についての途中経過報告でございます。小学校では、夏季水泳指導の前半が終わり、後半の水泳指導が本日、第三小学校、若葉台小学校で始まり、今後全小学校で行われます。これまで大きな事故はありませんでした。また、中学校では、本年度すべての中学校での水泳指導の補習が3日から5日間実施されております。

次に教員の海外旅行についてでございますが、前回の報告より9名増え、55名が予定しており、現在旅行中の者もおりますが、現在までの帰国報告では事故等がなく帰国しております。

3点目は、夏季休業中に実施している学校の公文書確認の結果についてでございます。調査の内容は、出勤簿、休暇職免等処理簿、昇任研修、週休日の振りかえ命令簿、休日の振り替え処理簿、学校日誌、指導要録、週ごとの指導計画、旅費関係帳簿の9項目でございます。訂正等の指摘事項もありましたが、概ね良好に処理されておりました。今後、一層適正な事務処理について指導してまいります。

4点目は、いじめに関する訴訟の取り下げについて報告をさせていただきます。この件につきましては、平成19年9月28日に、稲城市在住の児童から東京都地方裁判所八王子支部民事部に提訴がありましたが、平成20年7月28日に原告から訴えの取り下げ書が、東京都地方裁判所八王子支部民事部に提出されました。

訴えの内容は、原告の同級生に出べそなどと身体的欠陥をあざ笑う行為や人間UFOキャッチャーなるいじめ行為により、登校拒否及び転校を余儀なくされたとのことです。また、原告の父と母がそのいじめ行為をやめさせる措置等を講じるよう、原告の当時の担任教諭に申し入れたにもかかわらず、何らいじめ行為を阻止しようとするような措置を講じなかった、ゆえに担任教諭の、いじめ行為を行わないように指導する職務上の義務があるにもかかわらず、これを怠った職務怠慢行為であるとして、原告が担任教諭を使用していた地方公共団体を被告として国家賠償法第1条1項に基づき提訴したという内容でございます。

損害賠償請求の内容としましては、原告は慰謝料300万円、弁護士費用として30

万円、合わせて訴状送達の日から翌日から支払い済みまで、民法所定の年5分の割合による金利の支払いを求めるといった内容です。また、訴訟の費用は被告の負担とすることと仮執行宣言をすることが含まれています。

裁判の経過は、平成19年11月13日第1回公判、平成19年12月17日第2回公判、平成20年2月6日第3回公判、平成20年3月21日第4回公判、平成20年5月15日第5回公判、平成20年7月9日第6回公判、そして平成20年7月28日原告から訴えの取り下げ書提出となっております。

訴えの取り下げについては、7月28日に本市顧問弁護士より教育委員会指導室に連絡があり、7月30日に指導室長が弁護士から取り下げの内容と対応等詳しい説明をいただきました。同日、教育長、市長にその内容を報告いたしました。提出日より2週間以内に異議を申し立てない限り取り下げが成立いたしますが、同日及び7月31日に指導室長が顧問弁護士から取り下げの対応についての助言をいただき、平成20年8月1日に教育長、市長に内容を報告し、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分をしたものでございます。

なお、この内容につきましては、8月20日の福祉文教委員会で報告をさせていただきます。

以上でございます。

委員長 以上で説明が終わりました。
質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。
教育長。

教育長 公判が重ねられた中で、原告のほうがかようなことがあるということの内容が示されますよね。そうするとそれに対しまして、受けて立つ被告のほうか、そのことについては、こういうことであったということを出す。これはまたこういうことがあったと言われ、そのことについてはこうであったという、これの繰り返しをしている中での取り下げになってきたということです。

委員長 質疑ございませんか。よろしいですか。
質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、「(仮称)新文化センター整備運営事業の進捗状況について」を、文化センター課長より説明をお願いいたします。

文化センター課長 i プラザの施設の予約方法等につきまして報告をさせていただきます。

平成21年10月18日に稲城市立 i プラザが開館する予定でございます。開館に先駆けまして、平成20年10月1日よりホールや会議室等の施設利用における利用者登録と施設利用の抽選申し込みを開始するものでございます。ホールや会議室等の施設利用申し込みをするには、すべての利用者は、まず利用者登録が必要とな

ります。また、稲城市民と稲城市民以外の方では施設利用申し込みのスケジュールが異なります。施設利用申し込みの対象施設につきましては、ホール、楽屋、スタジオ、大中小会議室、実習室、ギャラリー、印刷室、プレイルーム、創作室等がございます。

資料の1ページ目をお開きいただければと思います。この1ページ目に関しましては、施設使用当日までの流れでございます。まず、市民の場合におきましては、ホール、楽屋については1年前から抽選予約申し込みが可能となります。それ以外の施設につきましては、6カ月前からの抽選予約申し込みが可能となります。抽選予約申し込みを月の20日までとして、翌日21日に1カ月分をまとめて抽選を行い利用者を決定いたします。抽選結果につきましては、その翌日ということで22日に公表し、当月の末日までに使用申請並びに使用料を支払っていただくことにより利用が確定するものでございます。

抽選予約申し込みに外れた場合は、ホールや楽屋については11カ月前から先着順にて空き室予約ができ、10日以内に使用申請並びに使用料を支払っていただくことにより、利用が確定するものでございます。ホールや楽屋以外の施設につきましては、5カ月前から空き室予約ができることになっております。

下段に行きまして、市民以外の場合におきましては、ホール、楽屋につきましては10カ月前から空き室予約ができ、その他の施設につきましては4カ月前から空き室予約ができることになっております。

続きまして資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。こちらにおきましては、各施設のこま割、時間帯でございます。ホール、楽屋、スタジオにつきましては1日を午前、午後、夜間の3こまに、ギャラリーは1日を1こまに、大中小会議室、実習室は1日を5こまに、印刷室は1日を13こまに、プレイルーム、創作室は20時から22時までの1こまに、こま割をさせていただき、このこま割ごとの利用申し込みとなります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
安江委員。

安江委員 プレイルーム、創作室が夜間2時間に限定されているのはどういう理由でしょうか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 プレイルーム、創作室については、児童青少年施設でございます。既存の児童館におきましては、朝の8時半から5時までを開館しており、iプラザに関しても児童青少年施設でございますが、10時まで開館しているということで、日中は、子どもたちに利用していただき、8時以降は一般の方にもお貸ししようというこ

との中で2時間を利用ができるということで、1こま切らせていただいているわけでございます。

以上です。

委員長 大人はよろしいのでしょうか。

文化センター課長 基本的には子供も大人も結構でございます。プレイルームの設備としては、卓球台、バレーボール、バドミントン、バスケットボール等ができるような施設になっております。創作室におきましては、いろいろな創作活動ができるような施設となっております。

以上です。

委員長 よろしいですか。
他にはいかがでしょうか。

伊勢川委員 今のに続けてなのですけれども、夜間利用するときの料金というのはどのようになっているのでしょうか。

文化センター課長 利用料金におきましては、稲城市のiプラザ条例に基づきまして、決定されており、基本的には料金におきましては、ホールにつきましては、午前、午後、夜間、全日といった料金設定と、平日、休日においても料金が異なっております。例としましては、ホールの平日につきまして、市民の方におきまして9時から12時までの3時間におきましては1万800円、それと市民以外の方におかれましては1万6,200円です。それと、夜間という部分におきましては、平日6時から10時ということで2万3,700円、それと市民以外の方は3万5,500円というようになっております。それと休日に関しましては若干高くなっているということでございます。

また、大中小会議室におきましては、1時間単位の料金設定ということになっておりまして、まず大会議室におきましては、基本的には大会議室はパーティションで2部屋に分けられることから、250円ということで、大会議室一つを使う場合には1時間当たり500円というような形になります。中会議室におきましても2部屋に分かれますので、その1部屋ごとですと150円ずつという形ですけれども1部屋で300円。小会議室におきましては1時間250円というようなことでございます。実習室につきましては1時間当たり400円ということでございます。プレイルームに関しましては1時間当たり1,700円ということでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
稲垣委員。

稲垣委員 印刷室も非常に細かく1時間ごとに区切られているのですけれども、例えばサークル活動をしていて、ちょっと印刷したいなというときには、空いていれば使わせてもらえるのですか。それとも、時間で予約されているので、使えないという状態なのでしょうか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 印刷室というよりも印刷機利用というのが利用目的でございます。ですから、印刷室が空いていても基本的には使わせない。印刷機を利用して初めて印刷室が使えるということでございまして、一応、それに対しましては13こまということで1時間単位で切らせていただいております。印刷機を使う場合において使用料がかかるというようなこととなります。また、印刷機が空いていれば当日でも利用可能でございます。

委員長 他に。学校教育課長。

学校教育課長 追加報告事項ということで、資料はございませんけれども申しわけございません。

実は8月3日に、臨時教育委員会の中で変更について承認いただきました内容なのですけれども、その中で、市内の学区変更についてというようなところがあったのですけれども、明日、福祉文教委員会がございまして、その中で、今、現在のコカ・コーラ跡地のマンションの状況について報告をさせていただきます。

現在、ご紹介させていただきますと、431戸の戸数に対しまして320戸が販売された。その320戸の中で私ども、児童・生徒等を把握するためにアンケートをとっております。その回収が250戸の方からありましたということでございます。その中で、児童の発生がアンケートですと6名おりました。実際、ここで9日から入居が始まりまして、実際、市民課を通して私ども教育のほうへ申請のあったのが現在8名おられます。その中で、私どもの七小に行くのが4人、その他の方たちは指定変更ですとか、転居ですとか、実際は4名の減となります。アンケート調査におきましては、全体では6名の該当がありましたということでございます。

ただ、まだ111戸売れ残っているというようなことも事実でございます。そういう点で、明日の委員会報告の中では、大変、発生率が低かったというようなところを報告させていただきます。

それともう一点、あわせまして、都道ができたこと、それから南武線が高架になったことというようなところの中で、安全な通学路等というようなところの中で、学区域の変更をしてまいりますという報告を、明日させていただくところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。追加報告で、よろしくお願いたします。

追加報告の中でご質問ありますか。よろしいですか。
暫時休憩といたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開します。
学校教育課長。

学校教育課長 学区変更ですけれども、基本的なものをご紹介させていただかなかったのですが、基本的には大丸から矢野口地域までの既存の地域というようなところの中で、見直していかなければならないということです。小学校におきましては、特に今回、七小の学区につきましてはコカ・コーラの跡地につきまして、一小学区から七小学区、そしてまた発生率を135人と見込んだところが、大変、少なかったというような状況を踏まえまして、まず今回につきましては、第一期というようなところの中では、一小、それから七小、それから四小というようなところでは、三中、四中というところがあるのですけれども、その辺のところを見直していきたいと考えているところでございます。
以上でございます。

委員長 ありがとうございます。
はい、教育長。

教育長 あと、まだ富士通の跡地の件もございますし、いずれにしても全体の見直しをするということは常に視野に置いておきたいと考えております。

委員長 ご質問はいかがですか。よろしいですか。
それでは質疑がないようですので、追加を含めまして質疑を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午後 3 時 20 分閉会)